監査結果に係る措置状況報告書

(平成29年1月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第9号平成29年1月25日

 東大阪市監査委員
 柴田 敏 彦

 同物
 東 田 敬 彦

 同期
 東 田 英 継

 同期
 東 田 英 継

 同期
 東 田 英 継

 日日
 東 田 英 継

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第12項及び東大阪市監査事務処理規程第29条第1項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により次のとおり公表します。

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

平成28年11月25日

3. 監査結果に関する報告

平成28年8月10日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

環境部所管事務

○ 検討又は改善を要する事項(40項目)

<u> </u>	は以上で女子の事項(10項目)
所 管 課	環境企画課
表 題	契約に係る競争性及び透明性の確保について
1	地方自治法第234条第2項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められている。 契約にあたっては、経済性・効率性等の観点から競争入札を基本とし、例外となる随意契約を締結する場合は、契約理由を明確にし、契約の透明性、公正性及び競争性の確保する必要がある。 当課における委託契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1)東事業所休日・夜間施設管理業務について、随意契約(388,800円)により機械警備を委託している。 平成21年度に締結した長期継続契約の相手方と契約期間終了後も引き続き随意契約を行っている事例が見受けられた。 あらためて競争入札を実施されたい。 (2)省エネ診断支援業務について、随意契約(3,890,798円)により委託している。 契約理由を、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さない)としているが、受託可能な事業者は他にも複数存在している。 契約の競争性及び透明性を確保され、適正に契約事務を執行されたい。
措置内容 (一部措置 済)	(1)委託金額が地方自治法施行令第167の2第1項第1号及び東大阪市財務規則第108条の2に定める限度額を超えない場合に該当するということで、2者以上の見積合わせを実施し、業者の決定をいたしました。 (2)受託者は他にも複数存在していますが、価格以外に過去の実績、年間の診断可能件数、申込から診断までの期間、診断士の数等の考慮すべき点も多いため、単に競争入札に付することは難しいため、平成29年度におきましては、これらの点をカバーでき、かつ、早期に受託者を決定できる方法について検討してまいります。

所 管 課	環境企画課
表 題	契約事務について
2	(1) 随意契約による委託金額が、地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の2第1項第1号(普通地方公共団体の規則で定める額を超えないもの)に基づき規定された、財務規則(以下「規則」という。)第108条の2に定める限度額(委託料の場合は500,000円)を超えないにもかかわらず、自治令同条同項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)としている多数の契約が、見受けられた。 規則第108条の2に定める限度額を超えない場合は、自治令同条同項第1号を適用し、適正に事務処理をされたい。 (2) 規則第108条において、随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されている。ただし、予定価格が50,000円以下であるときや、契約の相手方が1人の者に特定されるときなどはこの限りでないとしている。 ところで、これらに該当しないにもかかわらず、1人の者からの見積書により契約を締結している事例が多数見受けられた。 複数の者から見積書を比較検討し、公平性の保持及び経済性の確保に努められたい。 (3) 暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられた。 契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	指摘を受け次のとおり措置しました。なお、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。 (1)財務規則第108条の2に定める限度額を超えない契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用しております。 (2)財務規則第108条において、随意契約を行う場合は、2者以上の者から見積書を提出させ、業者を決定しております。 (3)監査後に締結した契約につきましては、暴力団の排除に関する条項を記載した契約書を作成し、契約を締結しております。

所 管 課	環境企画課
表 題	東事業所工業計測器定期検査業務について
3	当課では、東事業所の工業計測器定期検査業務について、指名競争入札により委託(850,000円)している。 当該事業について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1)入札にあたり、当該契約については、最低制限価格を設定する理由が見受けられない。 最低制限価格の設定を除外され、適正な競争入札を執行されたい。 (2)支出費目について役務費手数料で執行している。業務内容には、部品の取替 えが含まれており、委託料で執行している業務との区別を勘案され、適切な支出 費目を検討されたい。
措置内容 (一部措置 済)	(1) 今年度から最低制限価格は撤廃しています。 (2) ご指摘である適切な支出費目での執行については、平成29年度中に東事業 所の民間への委託を予定していることから、財政課と協議の上、検討してまいり ます。

所 管 課	環境企画課
表 題	財産の管理について
4	財務規則第140条において、各部等の長は、公有財産台帳を調整し、その実態を明らかにしておかなければならないと定められている。ところで、当課が所管する土地及び建物について、公有財産台帳の記載誤りが見受けられた。所管する財産の適正な管理に関する認識を徹底されたい。また、新地方公会計制度の導入に向け、固定資産台帳の整備に万全を期すため、関係部局との連携を図られたい。 (1)貸付物件の台帳への記載 (2)所管替えに係る台帳への記載 (3)建物の解体に係る台帳への記載 (4)公有財産台帳に記載しているが、現状把握できていない土地
措置内容 (検討中)	(1)、(2)、(3)所管する土地及び建物について、公有財産台帳の記載誤りがないよう、公有財産に適切な記載を実施してまいります。 (4)土地の現状把握を行い、現状にあった内容に台帳の記載を訂正できるように努めてまいります。

所 管 課	環境企画課
表 題	減免手続き及び助成金等の交付事務に係る内部統制機能について
5	当課で実施している減免手続き、助成金等交付において、以下の留意すべき事項が見受けられた。 適切な手順に従った事務処理を徹底し、内部統制が機能する体制を構築されたい。 (1) し尿処理手数料の減免に係る決定起案において、賦課額や減免額の判断に必要な根拠書類の添付がないまま回議し、決裁しているもの。 (2) 浄化槽清掃作業に要する費用の助成金交付手続きにおいて、申請書の誤った記載内容を未確認のまま受領しているもの。 (3) 豊かな環境創造基金活用事業補助金交付手続きにおいて、事業終了後、補助事業者から受領した報告書等の内容について、補助金対象経費額が領収証書の金額と一致していないものを受領しているもの。
措置内容 (一部措置 済)	(1) し尿処理手数料の減免に係る決定起案の回議の際には根拠書類を添付しております。 (2) 申請者から提出された書類の確認を入念に行い、適切な事務処理に努めております。 (3) 今年度3月に行う事業終了報告書受付時には、提出書類や添付の領収書の確認を入念に行い、適切な事務処理に努めてまいります。

所 管 課	環境企画課
表 題	豊かな環境創造基金に係る出納員事務について
6	環境基本条例の基本理念に基づき、地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他豊かな環境を創造する事業(以下「事業」という。)を推進するため、「豊かな環境創造基金」(以下「基金」という。)が設置され、事業の費用に充てるために寄附された現金や基金の運用収益等を積み立てている。ところで、基金への寄附を募るため、庁内外に募金箱を設置しているが、寄せられた浄財は、一定期間保管された後に金融機関へ払い込まれている事例が見受けられた。 収納金の金融機関への払込み及び保管に係る出納員事務について、財務規則の規定に則り、適正な事務処理をされたい。
措置内容 (措置済)	基金の寄付を受けた場合の収納事務につきましては、即日又は翌日に金融機関へ払い込みを行えるよう、適切な事務処理に努めております。なお、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	環境企画課
表 題	し尿処理手数料未収金の回収について
7	一般廃棄物(し尿)に係る処理手数料の徴収に関する事務を公益財団法人東大阪市公園環境協会(以下「公園環境協会」という。)に委託しており、公園環境協会は、契約書に基づき未納の手数料についても、臨戸訪問するなど回収に努めている。ところで、平成27年度のし尿処理手数料未収金(以下「未収金」という。)は605,260円となっている。平成27年度から、全市的にし尿収集運搬業務についても公園環境協会が受託者となったことで、さらに効果的な徴収が期待されるが、委託せず当課業務として位置付けられる未収金の「債権管理」については、件数だけでなく債務者の名寄せなど正確な状況把握を行い、「督促」事務の簡素化を図るとともに、費用対効果を勘案しつつ回収にあたられたい。また、新たな未収金の発生防止策として、口座振替の奨励なども積極的にPRされたい。
措置内容 (改善中)	委託先である公園環境協会と連携を密にし、転居が判明した場合等は、速やかに住民票の調査等を実施する等、督促事務をはじめとする債権の回収に努めております。また、新たな未収金の発生防止策として、公園環境協会が全戸に配布している「し尿収集日程表」や手数料の集金の際の口座振替の奨励、コンビニでの払込を通してのPRを行っております。

所 管 課	循環社会推進課
表 題	家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付事業について
8	当課では、家庭用生ごみ処理機等を購入した市民に補助金(平成27年度実績 電動処理機20件、容器12件 合計額425,250円)を交付している。 平成4年度から開始した事業であるが、昨今のマンション建設などによる市街化の進展により、地域によっては堆肥の利用先に限界があることなど、時代の変遷とともに事業効果について検討が必要であると考えられる。 市民の税金を有効に活用するため、事業の有効性、効率性を考慮し、PDCAマネジメントサイクルを用いて、さらに効果的な施策展開について検討されたい。
措置内容 (改善中)	家庭用生ごみ処理機等を購入し、実際に使用している市民に対して意見を募るというように、事業効果を検証するものの一つとしてアンケート調査の実施を考えています。

	,
所 管 課	循環社会推進課
表 題	再生資源集団回収奨励金の交付について
9	当課では、ごみの減量と資源の有効利用を図ることを目的に、再生資源について集団回収を行う自治会や子供会などの団体に対して、再生資源集団回収奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、奨励金を交付している。ところで、奨励金交付事務にあたって、以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1) 要綱第5条に「別表第2の期間区分に従い申請書を提出しなければならない。」とあるが、申請期間を過ぎて申請を受け付けているものが見受けられた。前回監査においても指摘したものであり、適正な事務処理方法を検討されたい。(2) 申請には、申請者作成による申請書(様式第2)及び内訳明細書(様式第3)とともに、回収業者作成による再生資源の重量を記載した仕切伝票(様式第4)の提出を求めているが、受領した申請書類の様式2.3と様式4との内容を比較したところ、疑義のあるものが見受けられた。 奨励金の根拠となる証憑書類の信頼性を高めるため、申請書様式について精査されるなど、今後の対応策を検討されたい。
措置内容 (検討中)	(1) 申請時期を過ぎた申請が複数回にわたる団体については、個別に事前指導するなど対策を強化し、適正な事務処理に努めます。 (2) 平成28年度下期の申請時、申請書及び内訳明細書と、仕切伝票の内容を比較して疑義が生じるような場合には、計量伝票の提出を求め、個別の聞き取りを行って指導してまいります。また、申請書の様式についても、仕切伝票の様式とともに、現状の課題整理をしたのち要綱の改正を行うなど対応策を講じてまいります。

所 管 課	循環社会推進課
表 題	小型電子機器等引渡委託契約について
10	当課では、小型電子機器等引渡業務を随意契約により委託している。 当該事業は、平成25年度に環境省の実証事業に採択され、同時に随意契約により A社と委託契約(無償)を締結して開始したもので、引き続き平成26年度及び27 年度にはA社との随意契約による委託契約(無償)を締結して実施したが、平成 28年度には、B社との随意契約により従来の委託契約から売払い契約に転換した ものである。 契約起案には、随意契約に係る地方自治法施行令の条項や理由等の記述が、見受 けられなかった。 起案には、随意契約理由、事業の経緯など、後年度への円滑な事務引継も意識 し、明確な記載に努められたい。
措置内容 (検討中)	平成29年度の使用済小型家電等売払い契約については、随意契約理由を明記した 摘要を添付し、事業の経緯等も含め明確に記載します。

所 管 課	循環社会推進課
表 題	古紙・古布売払いについて
11	当課では、古紙・古布の売払いを事業者と契約書を取り交わし実施している。 以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1) 暴力団排除条項について 契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていない。 売払契約においても、暴力団排除条例に基づく、暴力団の排除に関する措置が 必要であり、適切な事務処理をされたい。 (2) 書類の受領について 売払いを証する搬入月報に日付等の記入のないもの、事業所名や印鑑のないも の、必要な計量票のないものが見受けられた。 書類の受領について、適正な事務処理をされたい。
▍措置内容	(1) 平成29年度の古紙・古布売払いに係る契約については、契約書において暴力団の排除に関する条項を記載します。 (2) 書類の受領について、事業所に対して指導をおこなった結果、日付等の必要事項、押印等についても適正に処理されています。

所 管 課	循環社会推進課
表 題	個人情報の保護について
12	当課では、市民との協働による地域ごみ減量推進に係る事業など事務処理にあたって、膨大な個人情報を扱うことから、帳簿の管理、電子データのパスワード設定など、細心の注意を払われたい。
措置内容(措置済)	個人情報を含む電子データについて、パスワードを設定してセキュリティ確保 に努め、帳簿の管理についても、鍵のついたロッカーに保管し個人情報の保護を 徹底しています。なお、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で 事例研修を行い周知しました。

所 管 課	環境事業課
表 題	家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託について
13	当課では、家庭から定期に排出されるごみの収集運搬業務について、順次、業務委託を行い、現在、59班の業務委託を行っている。ところで、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託に係る事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 委託業務の監督・履行状況の確保のため、適正な事務処理をされたい。 (1) 事業者は、業務実施計画書及び関係書類(以下「業務実施計画書等」という。)を提出し、その承認を受けなければならないが、業務実施計画書等が業務開始以降の日付となっているなど誤った記載がされているものや、業務実施計画書等の内容に変更があった際に書類の提出がないもの。 (2) 事業者の変更があった際に、変更後の事業者から業務実施計画書等の提出がないもの。
措置内容 (措置済)	ご指摘を受け、契約にかかる履行確保のためにも次のとおり改善しました。なお、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。 (1)業務計画書や関係書類の提出につきましては日付漏れ等がないように確認を強化しております。 (2)事業者の変更につきましても、組合や各事業者に対して提出漏れがないように指導しております。

所 管 課	環境事業課
表 題	契約事務について
14	契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数 見受けられた。 契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が 必要であり、適切な事務処理をされたい。
措置内容 (検討中)	来年度以降、契約の際には、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する条項の記載を行います。

所 管 課	環境事業課
表 題	環境事業所の庁舎管理業務委託の効率化について
15	環境事業所の庁舎管理に係る業務委託契約については、現在、各環境事業所で行っている。 また、庁舎警備業務については、各環境事業所とも有人により警備業務を行っている。 一方、市としては、委託契約の集約化や機械警備の実施による効率化を進めており、各環境事業所の庁舎管理業務委託についても、複数の環境事業所を集約した契約や警備手法の見直しなど、その効率化を検討されたい。
措置内容 (検討中)	庁舎管理業務委託の複数の環境事業所を集約した契約については、来年度以降 集約化に向けて検討してまいります。また、庁舎警備業務については、環境セン ター整備事業を念頭に置きながら、次回契約締結時において機械警備手法の導入 を検討いたします。

所 管 課	環境事業課
表題	ごみ収集運搬業務に係る各作業日報について
16	環境事業所においては、日々のごみ収集運搬業務について、業務終了後、車両ごとに出・入庫時間、作業終了時間、走行距離、給油量、作業従事者、東大阪都市清掃施設組合への搬入時間、積載量などを記載した作業日報を作成している。また、家庭系ごみ地域定期収集運搬業務委託事業者についても作成及び提出を求めている。ところで、作業日報に掲げられた所定項目について、多くの記入漏れや記入誤りが見受けられた。作業日報は、日々の収集運搬業務の作業報告として重要であるとともに、収集運搬業務に係る内部統制(リスクマネジメント)の推進するうえでの貴重な情報源であることから、所定項目については正確に記入漏れのないようにし、業務報告としてのグレードを高めるとともに、日々の収集運搬作業で生じた課題やリスク、今後の業務実施で留意すべき事項などを書き込み、これを管理職員始め多くの職員と共有することで、さらに安全で円滑な収集運搬業務の実施に努められたい。
措置内容 (改善中)	作業日報については、今後記入漏れや記入誤りを無くすため、東大阪清掃事業協同組合・東大阪環境事業協同組合・東地区5業者に口頭で指導いたしました。そして、今後記入漏れ等がある作業日報が提出された場合、各環境事業所担当職員より業者に適正な資料を提出するよう指示いたしました。 環境事業所における作業日報については、ご指摘を踏まえて各事業所長に対して記入・記載漏れがないように口頭にて周知を行いました。

所 管 課	環境事業課
表 題	財産の管理について
17	財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められており、備品管理システムにより管理を行っている。ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。
措置内容 (改善中)	塵芥収集車等の所管換えについては、平成28年度分より随時手続きを行います。

所 管 課	環境事業課
表題	公用車両修繕料等の支払事務について
18	公用車両修繕料等の支払事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。 事務処理にあたっては、細心の注意を払われるとともに、再発防止策を講じられたい。 (1) 公用車両にかかる自動車重量税(508,400円)については、定期検査を実施した業者を通じて支払っているが、当課で平成26年度に実施した車両の定期検査において、検査実施業者から請求がなされていなかったため支払わず、平成27年度になされた請求に基づき過年度の支払いを行っているもの。 (2) 平成27年度に実施した車両の修繕料(270,000円)について、業者からの重複請求に気付かずに支払い、その後、戻入処理を行っているもの。
措置內容(措置済)	(1)いすゞ自動車近畿株式会社東大阪支店(以下、債権者)より、担当者の請求見落とし及び債権者の請求管理に不十分な点があったと報告を受けております。以上の報告を踏まえ、本市契約課である財務部管財室車両担当より再発防止のため債権者に対し厳格並びに迅速な事務管理を徹底するよう指導し、環境事業課といたしましても、予算に比して決算額に異常がないか確認をすることにより再発防止に努めます。 (2)今後、支出伝票を作成する際は、担当職員による慎重丁寧な確認作業を必ず行うだけでなく、課全体として担当職員が作成した伝票に重複及び間違いがないかの二重確認を徹底いたします。以上を踏まえまして、各事業所統一したチェックリストを作成し12月1日より実施いたしております。実施に際しまして各事業所の車両担当と庶務担当の研修の中でチェックリストによりダブルチェックを行うようにしました。

所 管 課	環境事業課
表題	一般廃棄物収集運搬業者許可事務について
19	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条により、一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者について、申請に基づき許可を行っている。ところで、この申請書は廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則に様式が定められているが、この様式と異なる申請書が使用され、申請者の押印が漏れているものが見受けられた。受領した書類について確認を怠ることなく、適正な事務処理をされたい。
措置內容 (措置済)	申請者の押印が漏れているものついては、押印を依頼いたしました。なお、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を実施し、今後は受領書類について確認を怠ることなく、迅速適正な事務処理を行います。

環境事業所 所 管 課 (共通事項) 表 題 契約事務について 随意契約は、地方自治法第234条第2項の規定により、地方自治法施行令 (1) (以下「自治令」という。) 第167条の2第1項の定めに該当する場合に限り行う ことができるが、委託契約締結時の起案書に、該当条項等が記載されていないも のが見受けられた。 随意契約は限られた場合に行うことができるものであり、起案書には随意契約 を行うことができる該当条項及び理由を明確に記載する必要がある。適正な事務 処理をされたい。 (中部・西部環境事業所) 随意契約による委託金額が、自治令第167条の2第1項第1号(普通地方公 共団体の規則で定める額を超えないもの)に基づき規定された、財務規則(以下 「規則」という。) 第108条の2に定める限度額(委託料の場合は500,000円)を 超えないにもかかわらず、自治令同条同項第6号(競争入札に付することが不利と 認められるとき)としているものが、見受けられた。 規則第108条の2に定める限度額を超えない場合は、自治令同条同項第1号を適 用し、適正に事務処理をされたい。 (東部・中部・西部・北部環境事業所) 規則第108条において、随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書 を提出させなければならないと規定されている。ただし、予定価格が50,000円以 下であるときや、契約の相手方が1人の者に特定されるときなどはこの限りでない としている。 20 ところで、これらに該当しないにもかかわらず、1人の者からの見積書により契 約を締結しているものが見受けられた。 複数の者から見積書を比較検討し、公平性の保持及び経済性の確保に努められ たい。 (西部・北部環境事業所) 暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、多数見受けられ (4)た。 契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が 必要であり、適切な事務処理をされたい。 (東部・中部・西部・北部環境事業所) 庁舎警備・設備管理業務の委託契約において、仕様書に定められた業務 実施日や業務実施時間の一部について、当該業務が行われていないものが見受け られた。 業務実施日や業務実施時間は、委託金額の算定にも影響するものであり、締結し た委託契約の仕様に従い業務が実施されているか履行確認を行うとともに、仕様 書を変更するなど、適正な事務処理をされたい。 (東部・中部・西部環境事業所)

(東部環境事業所)

(2) (4) (5) のうち(4) の暴力団の排除に関する条項が記載されていないという点におきましては、監査ご指摘後にH28年度において契約締結が未だでありました2つの契約業務において、ご指摘を受け契約書に『暴力団の排除に関する条項』を盛り込み、改善したところであります。その他のご指摘につきましては、入札を取り仕切る環境事業課と調整の上、H29年度以降改善を図って参ります。

(中部環境事業所)

- (1)理由書を添付いたしました。
- (2)御指摘のとおり訂正いたしました。
- (4)本年度入札契約から実施いたしました。
- (5)本年度入札契約から実施いたしました。

(西部環境事業所)

- (1) 来年度から当該業務につきましは、ご指摘を踏まえ、該当条文及び理由を明確に記載します。
- (2) ご指摘のとおり、自治令第167条の2第1項第1号及び財務規則第108条の規定等を順守し適正な契約事務を行ってまいります。
- (3) ご指摘のとおり、規則第108条において、随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されておりますので、来年度から当該業務につきましては、2人以上の者から見積書を提出させ、公平性の保持及び経済性の確保に努めてまいります。
- (4) 28年度の契約からは、庁舎設備管理業務委託契約書では第7条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条例第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させ、また自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書では第15条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条例第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させています、順次同じ処理をいたします。

措置内容(改善中)

(5) ご指摘の庁舎設備管理業務委託につきましては、平成28年度契約分より 契約書(仕様書)を実態に合うように午後4時に変更いたしました。

(北部環境事業所)

- (2)ご指摘のとおり、自治令第167条の2第1項第1号及び財務規則第108条の規定等を順守し適正な契約事務を行ってまいります。
- (3)ご指摘のとおり、規則第108条において、随意契約を行う場合は、2人以上の者から見積書を提出させなければならないと規定されておりますので、来年度から当該業務につきましては、ご指摘を踏まえ、2人以上の者から見積書を提出させ、公平性の保持及び経済性の確保に努めます。
- (4) 28年度の契約からは、庁舎設備管理業務委託契約書では第7条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条例第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させ、また自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書では第15条に条項記載しており、東大阪市暴力団排除条例第2条1項2号及び3号に掲げる者のいずれにも該当しない誓約書を提出させています、順次同じ処理をいたします。

所 管 課	環境事業所 (共通事項)
表 題	備品の管理について
21	財務規則第174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されており、備品管理システムにより管理を行っている。ところで、塵芥収集車等の備品について、所管換えや廃棄通知の手続きが行われていない。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい。(東部・中部・西部・北部環境事業所)
	塵芥車等 [高額物品・備品等] の備品につきましては、予算の関係もあり環境事業課で取りまとめております。今後、監査の指摘を踏まえて備品の適正な整理・管理については事業課・事業所内で協議し平成29年度中をめどに適正管理を行うように検討しているところであります。

所 管 課	環境事業所 (共通事項)
表 題	行政財産の目的外使用許可に関する事務について
22	財務規則第149条に基づき、行政財産である環境事業所の庁舎の一部を、行政目的以外の飲料水の自動販売機の設置として、使用許可を行っている。ところで、この行政財産の目的外使用許可事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。 行政財産の管理について、適正な事務処理をされたい。 (1) 使用料は使用開始前に納付しなければならないが、使用開始後に納付されているもの。 (2) 使用許可物件に係る光熱水費の実費負担で、算定を誤っているもの。 (北部環境事業所)
措置内容 (改善中)	(1) 次回の許可期間平成29年4月1日〜平成30年3月31日については平成29年3月中に納付処理いたします。 (2) 過誤納金¥1,390については28年7月までに処理しました。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの使用許可物件に係る光熱水費の実費負担は算定誤りのないように、他事業所にも確認し処理いたします。

所 管 課	環境事業所 (共通事項)
表 題	日雇労働者に係る共済費本人負担分の誤納入について
23	当所では、日雇労働者から雇用保険料、健康保険料の本人負担分を日々の支払賃金から源泉徴収し、月末に市の雑入として納入している。ところで、平成27年12月分の日雇賃金に係る共済費本人負担分87,299円のところ87,369円を平成28年1月6日に資金前渡預金通帳より出金し、雑入として誤納入していた。公金の取り扱いについては、複数の職員により金額を確認するなど、組織的な管理体制を整え、より一層適正な事務処理をされたい。(中部環境事業所)
措置内容(措置済)	平成27年12月分の集計票に源泉徴収額の入力を誤った為、誤金額で雑入へ納入され、平成28年5月23日付けで過誤納金還付命令書をもって、雑入から出金し平成28年5月23日付けで、資金前渡通帳へ入金いたしました。今後、複数の職員により金額を確認するとともに、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	環境事業所 (共通事項)
表 題	公用車両修繕料の支払事務について
24	公用車両修繕料の支払事務(152,928円)について、業者からの重複請求に気付かずに支払い、その後、戻入処理を行っているものが見受けられた。 事務処理にあたっては、細心の注意を払われるとともに、再発防止策を講じられたい。 (東部・北部環境事業所)
措置内容 (措置済)	(東部環境事業所) ご指摘をいただきました公用車両修繕料の支払事務について、再発防止策として車両担当(安全運転管理者である総括主幹、及び副安全運転管理者である主査)に重複請求を防止させるため、庶務担当者が財務会計で事務処理を行うよりも先に車両担当が車両Noとその修繕内容をチェックし、見積書と納品書に押印してもらい再発防止策を講じております。 (北部環境事業所) 再発防止策として、庶務の事務処理の前に公用車管理担当者の請求書確認をいたします。 以上を踏まえまして、各事業所統一したチェックリストを作成し12月1日より実施いたしております。実施に際しまして各事業所の車両担当と庶務担当の研修の中でチェックリストによりダブルチェックを行うようにしました。

所 管 課	環境事業所 (共通事項)
表 題	日雇労働者賃金の立替払について
25	環境事業所では、清掃作業員の不足を補うために日雇労働者を雇用しており、 月々の賃金所要見込額を財務規則第42条第2項の規定により前月に資金前渡している。一方、日雇労働者に係る日々の賃金の支払いは、当日に賃金所要見込額を資金前渡通帳より出金しており、祝日分については、当該賃金所要見込額を、祝日前直近の金融機関営業日に出金している。 ところで、資金前渡の出金を行ったものの、その金額に不足が生じた際、立替払により処理を行った複数件の事例が見受けられた。 立替払は、現行制度上認められておらず、あらかじめ事前に必要所要見込額を出金し、支払を行う必要がある。毎回、必要所要額の算出を徹底され、適正な事務処理をされたい。 (中部・北部環境事業所)
措置内容 (措置済)	(中部環境事業所) 御指摘のとおり今後は、事前に必要所要見込額を正確に算出出金し、この様な 処理がないよう適正な事務処理に努めております。 さらに、これらの課題につきまして所内共有の上、定例の会議で研修を行い周 知しました。 (北部環境事業所) 28年度以降に、日雇労働者を雇用する場合が発生すれば、立替払いにならない よう対策を講じ、必要所要額の算出を徹底し、適正な事務処理に努めておりま す。 さらに、これらの課題につきまして所内共有の上、定例の会議で研修を行い周 知しました。

所 管 課	美化推進課
表 題	光熱水費の節減について
26	当課の所属である西分室と北分室は、公用車の台数、職員数、施設の規模はほぼ同程度でありながら、西分室は北分室と比較して水道使用量で約11.9倍(上下水道料金で約6倍)、電気使用量で約1.9倍、ガス使用量で約9倍と極めて過多となっている。 業務を遂行するにあたり、日常的にコスト意識をもって節水、節電等を心がけられたい。
措置内容 (改善中)	西分室における光熱水費等の10月以降の使用量につきましては、前年同月を比較して、水道使用量及びガス使用量については約4割削減しており、電気使用量については、若干増加しているところであります。今後も引き続き、日々節水、節電を心がけ、光熱水費等の節減に努めてまいります。

所 管 課	美化推進課
表 題	特殊勤務手当の請求について
27	職員給与条例第28条第2項及び職員特殊勤務手当に関する条例第7条第1項第1号並びに同条第2項第1号の規定により、ごみの収集作業等に従事したときは清掃作業手当が1日につき600円(1日につき作業時間が1時間以上3時間未満の場合は300円)支給されるが、支給根拠となる作業日報の記載漏れが見受けられた。 適正な事務処理をされたい。
措置内容(措置済)	ご指摘を踏まえ、適正な事務処理に努めました。さらに、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	美化推進課
表 題	契約事務について
28	契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが、複数 見受けられた。 契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が 必要であり、適切な事務処理をされたい。
措置内容(措置済)	平成28年度の契約締結分から、契約書に暴力団の排除に関する条項を記載いたしました。さらに、これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	公害対策課
表 題	指名競争入札の見直しについて
29	当課では、大気汚染測定機器(西保健センター、旭町庁舎)保守点検業務委託 (2,980,000円)及び大気汚染測定機器(環境衛生検査センター)保守点検業務委託 (2,484,000円)について、指名競争入札により委託している。 地方自治法第234条第2項の規定では、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。
措置内容 (検討中)	指摘を踏まえ、当該業務委託について一般競争入札を実施できるよう検討しております。

	_
所 管 課	公害対策課
表 題	環境測定関係委託業者審査会による被指名業者選定について
30 題	環境測定関係委託業者審査会による被指名業者選定について 当課では、指名競争入札を実施するにあたり、環境部及び健康部職員で構成する環境測定関係委託業者審査会(以下「審査会」という。)において、被指名業者選定を行っている。 「平成27年度審査会結果」のうち、「決定評価基準」及び「検討結果」に以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1) 「決定評価基準」について (ア) 「環境中ダイオキシン類分析業務委託(1,679,400円)」、「有害大気汚染物質分析業務委託(1,760,400円)」及び「公共用水域水質環境調査委託(2,289,600円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを「原課等に対し、当該業務に関しての営業活動があるもの」としている。 被指名業者選定については、機会均等の確保と公正性を担保するため、「営業活動の有無」を当該基準から除外されたい。 (イ) 「大気汚染測定局(西保健センター、旭町庁舎、環境衛生検査センター各5へ3月分)保守管理業務委託(4,752,000円)」、「微小粒子状物質(PM2.5)の炭素成分分析業務委託(829,440円)」の被指名業者選定にあたり、「決定評価基準」のひとつを大阪府下自府下自治体等で実績があるもの」としている。 で、近の大阪府下自府下自治体等で実績があるもの」としている。理由はなく、さらに入札の公平性を担保するため、「大阪府下自治体等の実績」を当該基準から除外されたい。 (ウ) 業者指名の適正さを担保するため、「決定評価基準」を公表されたい。(2) 「検討結果」について審査会での検討結果において、「次年度について更新手続き及び営業活動によって選定する」としている。 (3) 予定価格を事前公表している。場所外し、適正な業者選定を行われたい。(3) 予定価格を事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。 」お該契約については、予定価格を事前公表のと非を再検討され、適正な入札を執行されたい。のある。 入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。
推置内容 (検討中)	平成29年3月を目途に決定評価基準を見直すとともに、平成29年4月の入札時に は同基準についてウェブサイトで公表するよう検討しております。 また、予定価格の事前公表の是非についても検討を進めております。
(DCH1 I)	

所 管 課	公害対策課
表 題	大気等測定分析業務委託について
31	当課では、大気等測定分析業務について、随意契約により委託(平成27年度確定金額1,476,360円)しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1) 契約にあたって、3者による見積合せを行っており、業務遂行可能な事業者は複数存在していることから、随意契約理由としている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないもの)には該当しない。 適正な競争入札を実施し、契約の公平性の保持、経済性の確保を確保されたい。 (2) 契約は平成27年12月1日付で締結後、業務内容を決定し、あらためて年度末に委託金額を確定している。 ところで、業務内容の決定に係る起案が見受けられなかった。 委託業務内容の経緯について透明性を確保するよう、適正な事務処理をされたい。
措置内容 (検討中)	平成29年度からは適正な競争入札が実施できるよう検討を進めております。 なお、今年度の契約に際しては、実施起案を行い、業務の決定に係るプロセスを 明確にしております。

所 管 課	公害対策課
表 題	最低制限価格について
32	当課では、市内の地盤変動調査を行うため、一級水準基標改測の測量業務を指名競争入札により委託(4,689,000円)している。ところで、入札において、予定価格と最低制限価格が事前に公表され、結果として10社中9社が最低制限価格で入札したため、くじ引きが行われることになった。また、当該最低制限価格の積算根拠となる起案等の書面も見受けられなかった。最低制限価格に係る事前公表の必要性及び金額設定の積算方法について検討され、契約の適正な競争性と経済性の確保に努められたい。
措置内容 (検討中)	平成30年度の次回実施時までに、最低制限価格に係る事前公表の必要性及び金額 設定の積算方法について検討してまいります。

所 管 課	公害対策課
表 題	微小粒子状物質測定装置(FH62C14)の保守点検業務契約について
33	当課では、微小粒子状物質測定装置(FH62C14)の保守点検業務について、随意契約によりA社に委託(885,600円)している。ところで、仕様書に基づき提出された保守点検整備結果報告書の一部に、B社のものが見受けられた。B社は、当課が契約の事前事務を進めていた際、自社が当市への業者登録が完了していなかったことから、当課に対してA社との契約締結を依頼した業者である。当該事務処理については、契約に疑義を生じさせるものであり、適正な取り扱いについて認識を徹底し、再発防止を図られたい。
措置内容(措置済)	指摘を踏まえ、今年度の契約から契約書に再委託原則禁止の条項を加え、適正な 事務処理を行っております。さらに、これらの課題につきまして部内共有の上、 定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	公害対策課
表題	(冬季)微小粒子状物質(PM2.5)の無機元素成分分析業務委託契約について
34	当課では、(冬季)微小粒子状物質(PM2.5)の無機元素成分分析業務を、随意契約により委託(1,200,000円)している。ところで、契約事務の処理に時間を要することを理由に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき)を適用し、随意契約しているが、その経過をみると当該条項を適用することは適切でないと考えられる。 適正な競争入札を実施し、契約の公平性、競争性を確保されたい。
措置内容 (措置済)	指摘の条項が災害時において適用するものであることを失念していたもので、 この点について課内で共通認識を持つよう周知し研修もいたしました。 なお、今年度からは、冬季のみの同業務の委託はなく、年度通しての業務委託を 競争入札により行っております。

所 管 課	公害対策課
表 題	備品管理について
35	財務規則174条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと定められている。ところで、廃棄済みの備品について備品管理システムに登録されているものが見受けられた。現状に一致するよう整理を行い、適正な管理をされたい.
措置内容 (改善中)	備品管理システムに登録されている備品が廃棄済みかどうかについて、年度内に整理できるよう確認作業を進めております。

所 管 課	産業廃棄物対策課
表 題	産業廃棄物行政に係る歳入の確保について
36	大阪湾広域臨海環境整備センター(以下「フェニックス」という。)に埋立処分を申し込んだ事業所が、当市域内にある場合、当市は、泉大津・大阪沖適正受入協議会(以下「協議会」という。)からの照会があれば、所轄庁として、廃棄物等の性状などの情報把握を行い回答することが求められている。当課では、大阪府都市整備部東部流域下水道事業所(以下「東部流域事業所」という。)が、フェニックスに下水道汚泥焼却灰(以下「焼却灰」という。)の埋立処分を申し込んだことにより、当該回答を求められ、既に東部流域事業所は、フェニックスへの申込に際し、焼却灰の分析結果を提出済みであったが、所轄庁としてあらためて東部流域事業所に立ち入り、焼却灰を採取して分析委託を実施した事例が見受けられた。産業廃棄物行政には、市民の安全を確保するという使命を果たすため、多額の経費や事務負担が発生しているが、当課が所管している事務は、民間事業者の収益事業に関するものも多くを占めていることから、事業の経済性・効率性について総点検され、手数料請求など積極的な歳入確保について検討されたい。
措置内容 (検討中)	立入検査における分析業務の経費等の負担のあり方については、関係行政機関からなる各種連絡協議会等で調査研究課題とし、情報収集に努めております。

所 管 課	産業廃棄物対策課
表題	契約事務について
37	契約書において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。 契約締結に際しては、暴力団排除条例に基づき、暴力団の排除に関する措置が必要であり、適切な事務処理をされたい。
措置内容 (検討中)	指摘を踏まえ、当該契約締結時においては、暴力団の排除に関する条項を記載することといたします。

所 管 課	産業廃棄物対策課
表題	産業廃棄物分析業務委託について
38	当課では、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 等74項目の産業廃棄物に含まれる金属等を検定・分析するため、産業廃棄物分析業務を指名競争入札により委託 (2,133,477円)しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。 (1) 地方自治法第234条第2項の規定により、契約方法は原則一般競争入札であることが定められており、当該契約については、契約の透明性、公平性、競争性を確保するため、一般競争入札により契約されたい。 (2) 予定価格を事前公表しているが、当市では、工事請負や清掃委託など、予定価格の事前公表している事例はあるものの、業務内容によって個別に慎重な対応が必要である。 当該契約については、予定価格を事前公表する理由の説明は見受けられず、入札参加者に有利な基準を与えるとともに、適正な競争を妨げるおそれがあるものである。 入札前の予定価格の事前公表の是非を再検討され、適正な入札を執行されたい。
措置内容 (検討中)	指摘を踏まえ、当該業務委託については一定の資格等を有する者を対象とした一 般競争入札を実施できるよう検討しております。 また、予定価格については、事後公表に努めるよう検討を進めております。

所 管 課	産業廃棄物対策課
表題	 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可事務処理に係る内部統制の構築について
39	当課で実施している、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物の処分・収集又は運搬を業として行おうとする者に係る許可事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。申請書類に係る確認の徹底など、適切な手順による事務処理に係る、内部統制機能の構築を図られたい。 (1) 産業廃棄物処分・収集運搬業許可証交付に係る許可証受領書に許可番号や受領日の記載がないもの。 (2) 産業廃棄物処理業廃止・変更届において、届出日の記載がないもの。
措置内容 (措置済)	受領書の受取り時においては、複数名でのクロスチェック等行うようにしました。これらの課題につきまして部内共有の上、定例の会議で事例研修を行い周知しました。

所 管 課	産業廃棄物対策課
表 題	郵便切手等の管理について
40	当課では、約63万円分の郵便切手やはがきを保有しており、年間使用額に対して相当な過剰在庫となっている。 平成23年度以降、購入実績はないものの適正在庫となるよう努められたい。 また、今後予定している市内各事業所への大量の書類発送に対しても料金別納や市内特別郵便の活用だけでなくメールでのやりとりも視野に入れ、効率的な事務や経費節減に取り組まれたい。
措置内容 (検討中)	今後、市内各事業所への大量の書類発送が見込まれてることから、書類発送に際しては、料金別納や市内特別郵便の活用、またメールでのやりとりも視野に入れ 適正在庫となるよう努めています。